８．廃棄物

（１）分別及び収集運搬

当市では、家庭系ごみについては、表８－１－１のとおり収集を実施しています。これらは市の処理施設に直接搬入することもできます。また、直接搬入していただく必要があるごみおよび収集も直接搬入もできないごみは、表８－１－２のとおりです。

店舗及び事業所等から排出される事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設に直接搬入すること、もしくは事業者自らが一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼することになっています。なお、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、事業者自らが許可を受けたのち、同様に直接搬入できることとなっています。

表８－１－１　ごみの収集品目及び収集方法

収集品目	①一般ごみ（溶かすごみ） ・台所ごみ　・紙くず類　・袋類　・ゴム、プラスチック類　・革製品　・容器類 ・ガラス、食器類　・草木類　・毛糸、衣類 ②破砕粗大ごみ ・家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコンを除く。） ・金属類　・家具類　・缶類　・陶磁器類　・布団、カーテン、じゅうたん類 ・軽車両　・長尺物 ・危険ごみ（スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライター） ・有害ごみ（鏡、蛍光管、水銀体温計、水銀電池） ③資源ごみ イ．可燃系資源ごみ ・新聞　・ダンボール　・雑誌、本、パンフレット　・古布、毛布　・飲料用紙パック ロ．不燃系資源ごみ ・飲料用缶（アルミ、スチール）　・茶色びん　・無色透明びん ・リターナブルびん（一升びん、ビールびん（大、中）） ハ．ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ
拠点回収	使用済小型家電の回収ボックスを市内６箇所の公共施設に設置
収集体制	直営＋委託
集積所	640 箇所

表８－１－２　直接搬入ごみおよび収集も直接搬入もできないごみの品目

直接搬入ごみ（収集しないごみ）	・事務所、商店、飲食店、農林・畜産業などで発生する一般廃棄物（兼業農家含む） ・引越し、剪定などで発生する多量のごみ ・個人による小屋の解体等で発生する建築廃材等 ・その他（バッテリー、タイヤ、原付バイク、農機具等） ・産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処理できるもので事前に許可を受けたもの） ・パソコン
収集も直接搬入もできないごみ	・家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機） ・油類（オイル、ガソリン、灯油等） ・汚物 ・焼却灰、土砂 ・長さ２ｍを越えるもの ・大きさ３０㎝を越えるコンクリートがら等 ・産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処理できないもの） ・注射針など家庭から発生する感染の恐れのある医療系廃棄物 ・農薬、毒物、肥料 ・火薬類 ・ペンキ、シンナーなど液体類 ・消火器、ガスボンベ、
備　考	※高齢者（65 歳以上）又は障害者手帳所持者のみの世帯で、市内に二親等以内の親族がいないため粗大ごみを運搬できない方を対象に、粗大ごみの無料軒先収集を実施。

（２）処理方法

亀山市総合環境センターに搬入される廃棄物の内、一般ごみは直接溶融処理し、破砕粗大ごみは資源物を回収した後、溶融処理しています。

また、資源ごみについては、再利用するため資源回収業者に売却しています。溶融処理により発生する埋立対象物は溶融飛灰のみで、スラグやメタルは有価物として売却しています。その溶融飛灰も、平成２２年度から山元還元という手法で再資源化しています。

なお、当市では平成１２年度から全国に先駆けて旧最終処分場を掘り起こし、篩処理後に溶融処理しています。

ごみ処理施設の概要を表８－２に、掘り起こしごみの処理フロー図を図８－１に、処理実績を図８－２に示します。

表８－２　ごみ処理施設の概要

名称		亀山市総合環境センター
焼却施設（溶融炉）		処理方式：直接溶融・資源化システム 処理能力：80t／24h(40t／24h×２炉)
排ガス対策		
ばいじん量	0.02g／Nm^3以下	(参考) 大気汚染防止法規制値(換算値) SOx　2,500ppm(K値 17.5) HCl　430ppm NOx　250ppm ダイオキシン類の排出基準 10ng-TEQ／Nm^3
硫黄酸化物(SOx)	50ppm 以下	
塩化水素(HCl)	50ppm 以下	
窒素酸化物(NOx)	50ppm 以下	
一酸化炭素(CO)	30ppm 以下 （４時間平均)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ／Nm^3以下	

図８－１　掘り起こしごみ処理フロー図

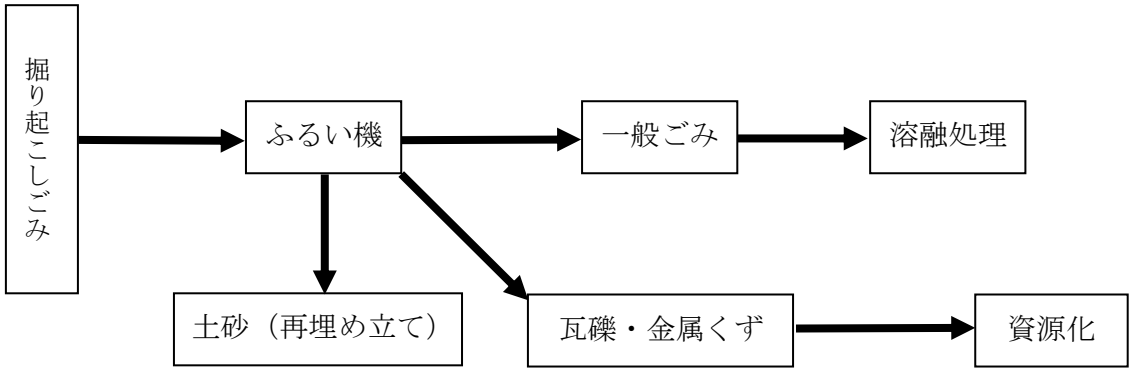

図８－２　掘り起こしごみ溶融処理実績

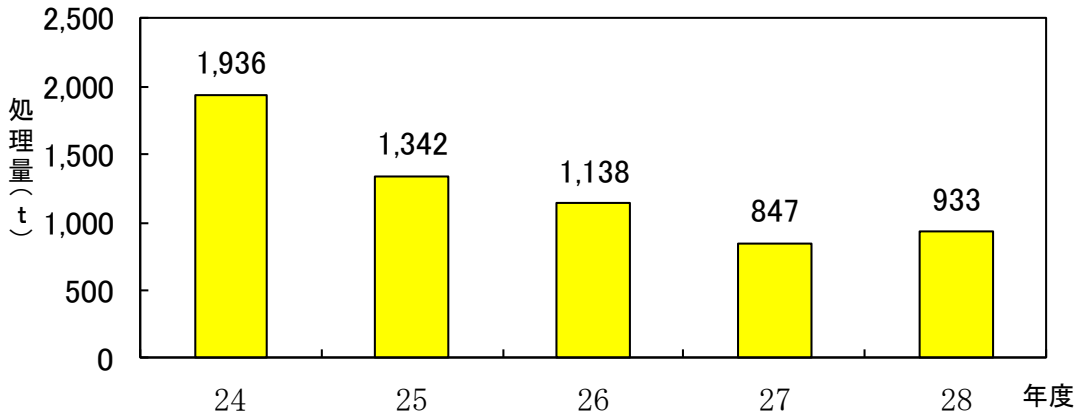

（３）ごみ発生量（一般廃棄物）

ごみ年間総発生量および一人１日当たりごみ発生量の推移を図８－３、種類別ごみ排出量の推移を図８－４、平成２８年度のごみの排出形態別内訳を図８－５に示します。

平成２８年度におけるごみ排出形態別ごみの内訳を見ると、事業系ごみは約３割程度で、大部分が生活系ごみであることが分かります。種類別に見ると、約８０％が一般ごみで、資源ごみは約７％となっています。

図８－３　ごみ年間総発生量および一人１日当たりごみ発生量の推移

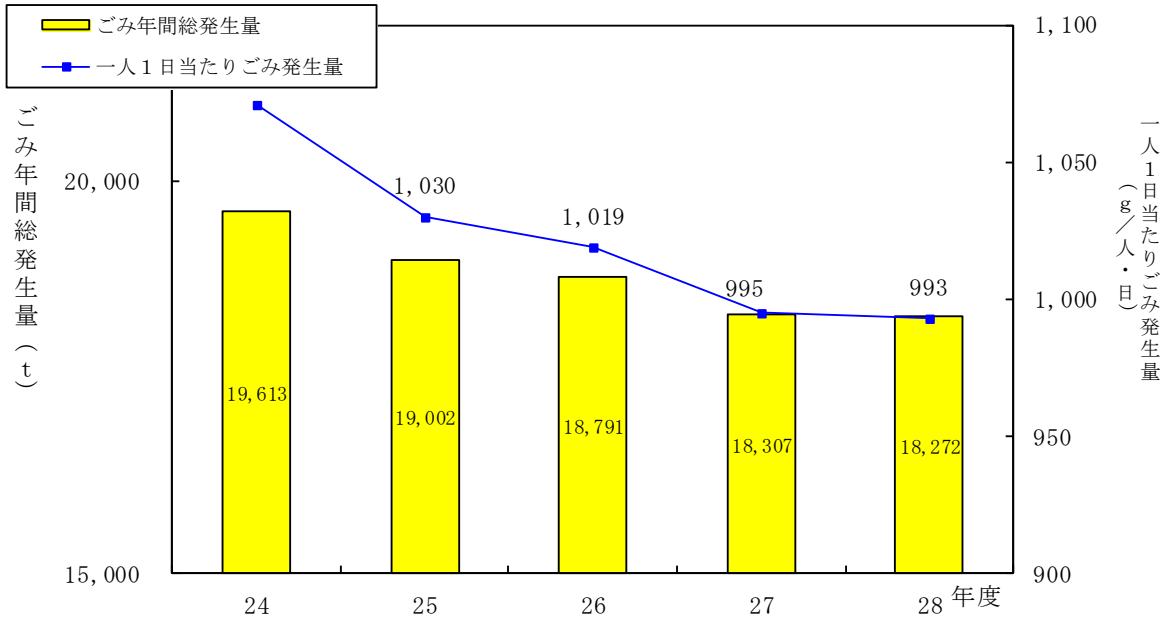

図８－４　種類別ごみ排出量の推移

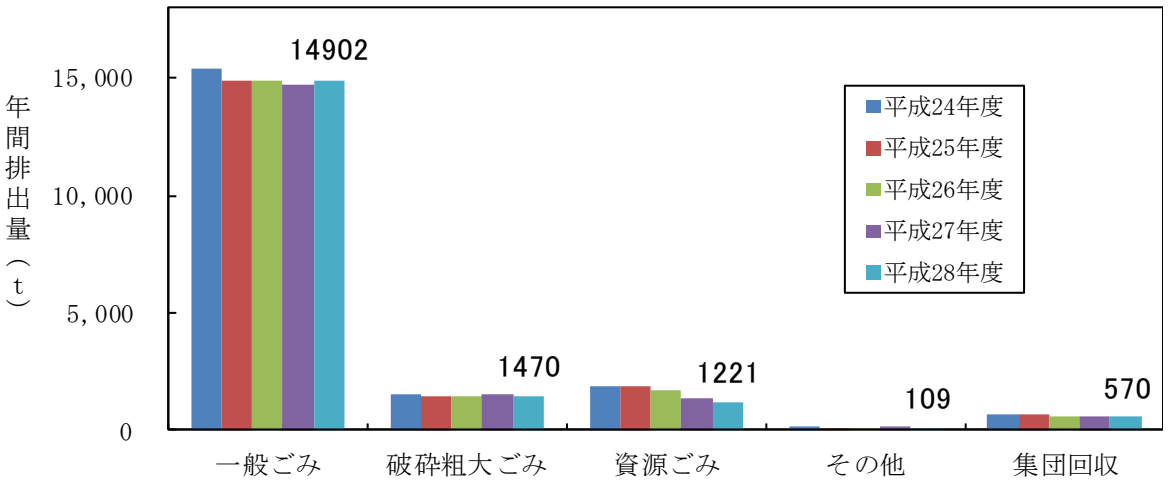

図８－５　ごみの排出形態別内訳（平成２８年度）

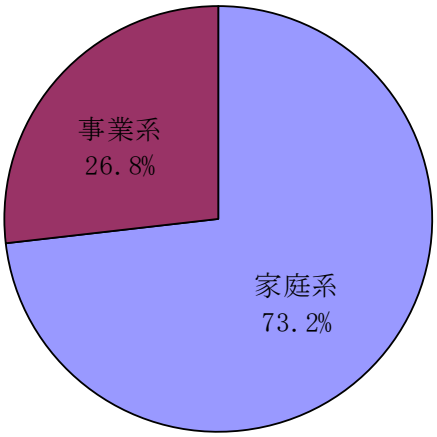

（４）ごみの減量化・資源化

①ごみ資源化量

図８－６にごみ資源化量の推移を示します。平成２８年度におけるごみ資源化量の内訳を種類別に見ると、紙類の資源化量が年々減少しています。これは全国的な傾向として紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられます。

図８－７にごみ資源化総量およびリサイクル率の推移を示します。ごみの年間資源化量は減少傾向にあり、平成２８年度にはごみ総発生量の約３６％がリサイクルされています。

図８－６　ごみ資源化量の推移

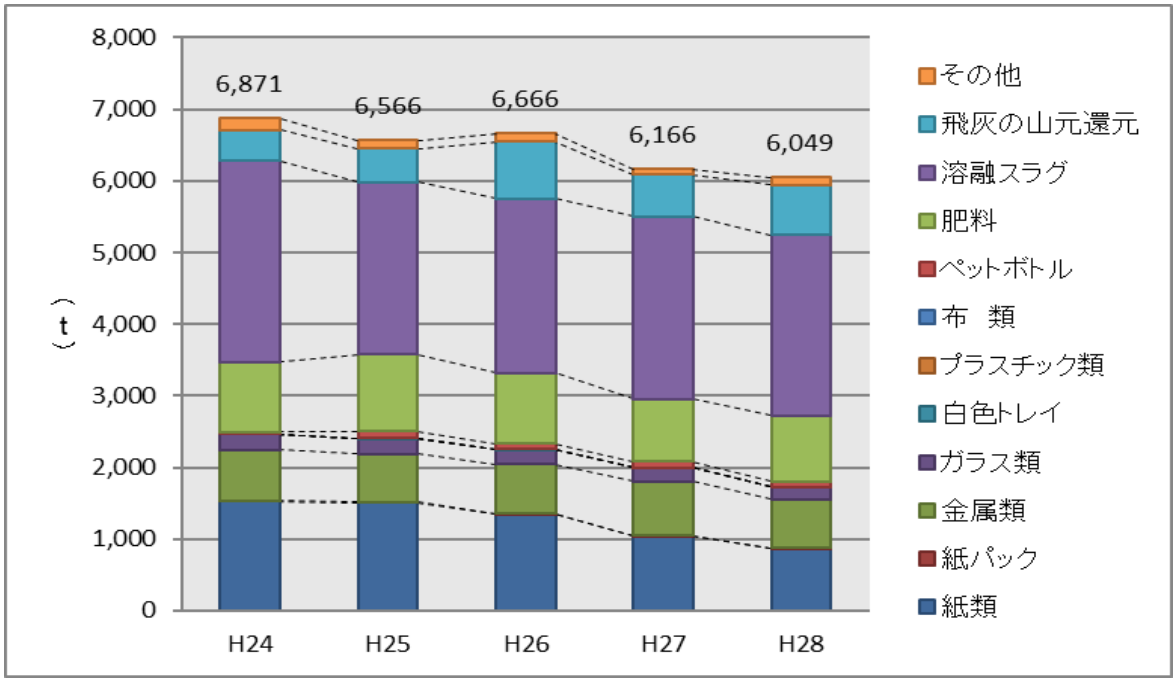

図８－７　ごみ資源化総量およびリサイクル率の推移

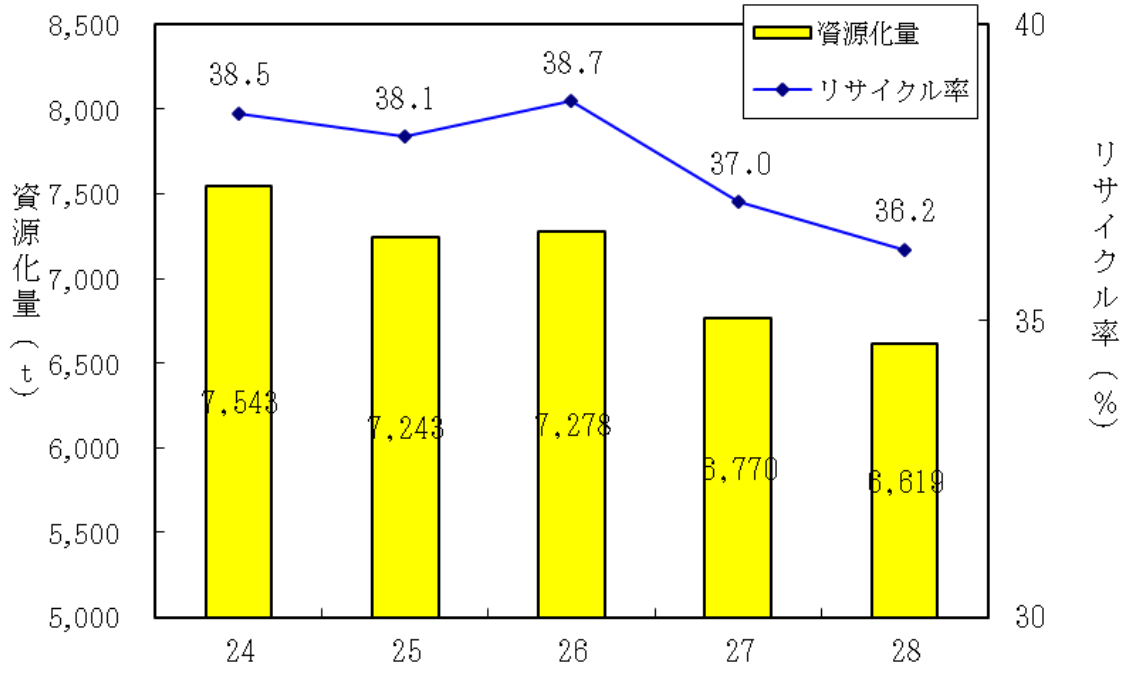

②ごみ減量化・資源化施策

当市では、市民に対しごみの減量化・資源化のために表８－３のような施策を実施しています。

表８－３　ごみ減量化・資源化のための施策

種　　類	内　　容
生ごみ処理容器購入費補助金	生ごみの減量化を図るため、ボカシ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付しています。
レジ袋削減運動	ごみの減量化のためにレジ袋削減運動に取り組んでいます。
資源物集団回収活動報奨金	市民団体が自主的に実施する紙類、布類、金属類、ビン類などの資源物の集団回収活動に対し、報奨金及び加算金を交付しています。

（５）ごみ溶融処理量およびごみ処理経費

平成２８年度の溶融処理量は２１，００６ｔ、市民一人あたりの処理経費は２１，９５４円となっています。図８－８にごみ溶融処理量の推移、図８－９にごみ処理経費の推移を示します。

図８－８　ごみ溶融処理量の推移

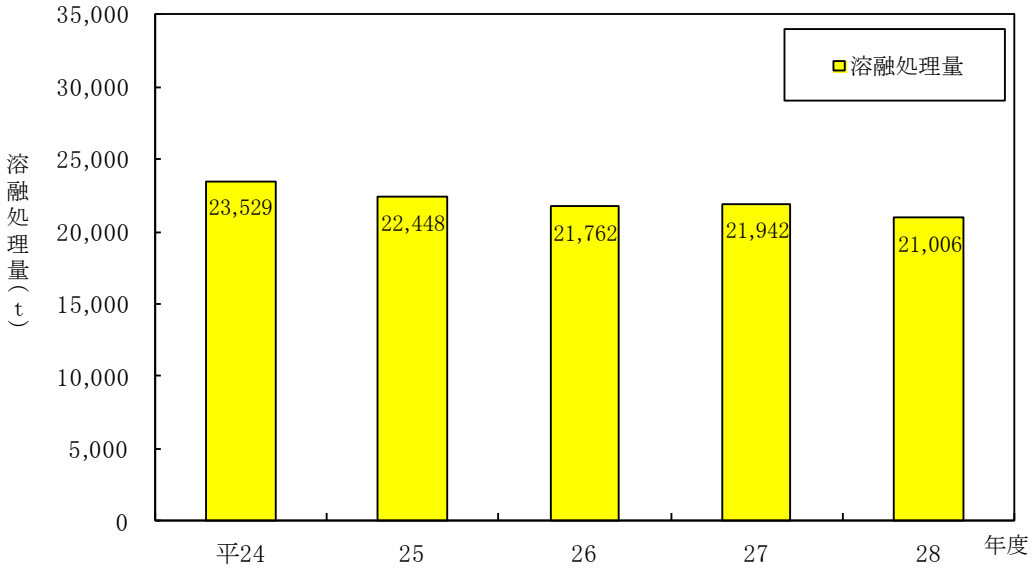

図８－９　ごみ処理経費の推移

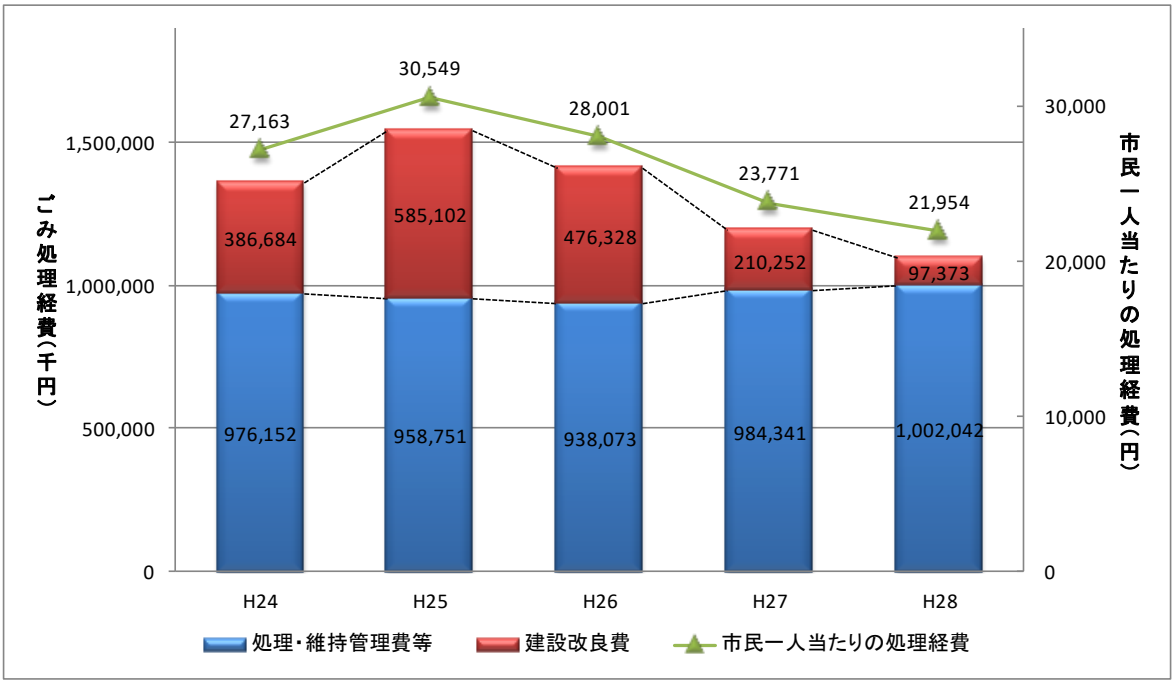

（６）生ごみ処理容器購入費補助

当市では、各家庭から排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を目的として、平成５年より生ごみ処理容器等の購入者に対して補助金を交付しています。

補助額は容器購入額の２分の１（上限２５，０００円）で、補助実績は図８－９に示します。

図８－９　生ごみ処理容器購入補助実績

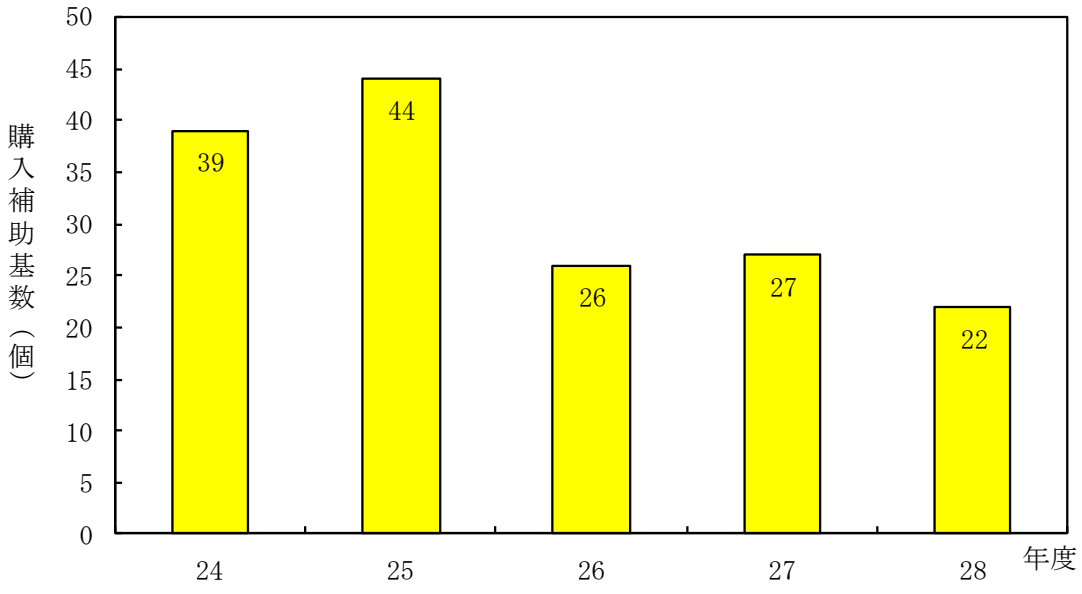

注：数値はぼかし、コンポスト、電気式の合計

（７）資源物集団回収活動報奨金等交付制度

当市では、自主的に資源の集団回収活動を実施する子供会、ＰＴＡ、自治会等の市民団体に対して報奨金を交付しています。この制度は、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的としています。

図８－１０に集団回収量の推移を示します。
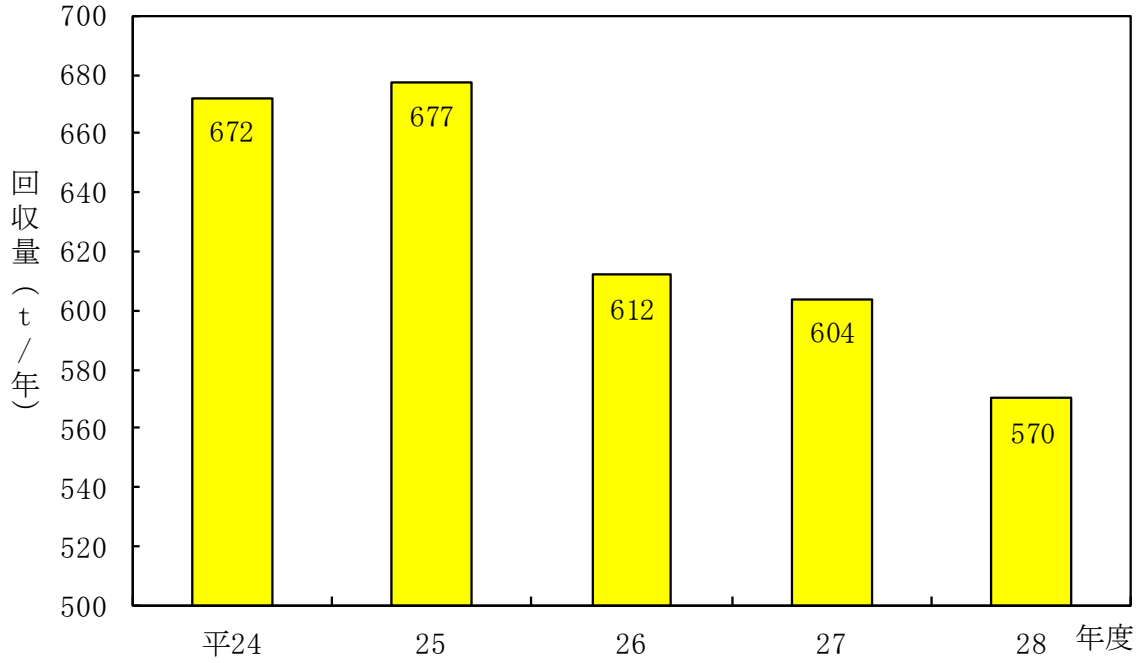
図８－１０　集団回収量の推移